



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

ページ

○ 監査公表

監査公表第11号 1
監査公表第12号 2

監査公表

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成23年1月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月28日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
公立大学法人和歌山県立医科大学	平成23年1月31日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

電気・機械設備運転監視及び保守業務については、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第25条第1項第1号「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」に基づき、特定の者と契約している。当該業務を実施できる者は、複数存在すると考えられることから随意契約の理由がない。また、契約額も他の事業者等と比較検討されていない。

(2) 注意事項

ア 空調フィルターの点検・取替えは、電気・機械設備運転監視及び保守業務において実施されているが、契約内容から取替え実績が減少しており、その分の価格は他の点検業務の増分で相殺されている。これは業務内容の変更に当たり、書面での決裁が必要であるので適正に処理されたい。

イ 電気・機械設備運転監視及び保守業務の委託契約書第10条「乙（契約先業者）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（医科大学）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」となっているが、一括の再委託の届出書があるだけで、個々の業務でそれぞれ承諾した決裁書類がないため適正に処理されたい。

ウ 電気・機械設備運転監視及び保守業務における設備運転監視業務の管理日誌には、勤務した人数の記載はあるが、氏名が記載されていない。責任者及び設備主任者を毎日確認することが必要であり、氏名を記載されたい。

エ 清潔区域環境管理業務の契約関係書類において、予定価格の根拠となる積算資料が残されていないので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。

オ 診療費（患者負担分）の未収金については、平成21年度末で190,155千円となっており、前年度末

に比し27,580千円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、督促・納入指導等を行い、債権管理に努められたい。

カ 平成21年度「その他の未収金」のうち、監査実施日現在も未収となっているものがあるので、早期の解消に努められたい。また、債権に係る延滞金で異なる取扱いがあるため、徴収する場合の基準を明確にされたい。

キ 固定資産の貸付事務において、使用料の算定誤りなど、不適正な事例があったので、適正に処理されたい。

ク 超過勤務手当の不正受給案件については返還されているが、命令権者が実態把握できていなかったことが一因であるため、超過勤務の時間を確認できるよう管理強化を図るなど適正に対処されたい。

和歌山県監査公表第12号

平成22年9月3日付け監査報告第7号、同年11月11日付け監査報告第10号、同年12月13日付け監査報告第14号、同日付け監査報告第15号及び平成23年1月26日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年4月28日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 和歌山県男女共同参画センター

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

前渡資金による消耗品の調達で、納品書への受付印と担当者の個人印が押印されておらず、かつ、履行確認の検査者が1名の事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理を行うようにした。

2 和歌山県立和歌山盲学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 行政財産で用途廃止の手続を行うことなく、廃棄処分している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 旅行命令簿では、夜間に帰着とされているにもかかわらず、夜間帰着に係る加算額が支給されていない事例があったので、適切な事務処理をされたい。

ウ 寄宿舎給湯用温水ボイラー整備点検委託業務については、仕様書等に示されている内容が、一部、結果に反映されていない。

業務の実施に当たり、契約内容の適切な履行と結果の確認に留意されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 実態を確認し、公有財産の管理について適正に処理を行った。

イ 夜間帰着に係る加算額について、適正な事務処理を行い支給した。

ウ 仕様書等に示された業務内容について、履行と結果の確認など適切に処理を行った。

3 和歌山県立博物館

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件、3,626円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

超過勤務手当過払い分3,626円の返還手続については、平成22年7月15日に全額返還した。

4 和歌山県立青陵高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月28日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えているにもかかわらず、25/100の手当が支給されていない事例があったので、適切な事務処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

超過勤務手当について、平成22年8月21日に追給手続を行い支給した。

5 海草振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成21年度末で約653万円となっており、前年度末に比し約35万円減少している。今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印及び職員の個人印を押印していないものが2件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時には、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも説明を行い、貸付の趣旨の徹底を図った。

また、過年度貸付分の未償還金については、滞納者の実情や態様に応じて、電話、文書及び訪問による催告を組み合わせ、継続的に償還指導を行い、それでも納付しない場合は、連帯借主や連帯保証人に納付指導を行った。

なお、その結果、平成22年12月末現在の未償還金は645万円で、平成21年度末に比べ8万円減少した。

イ 納品書の受付等の物品調達の適正処理については、所属職員に対して、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に基づいた事務処理を行うよう徹底を図った。

6 海草振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 領収証書帳の受払については、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」の規定に基づ

き登記しなければならないが、登記漏れ及び登記誤りがあるので、適正な事務処理を行われたい。

イ 請負業者から提出された出来型図に業者印が押印されていないものがあったので、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 平成22年4月1日時点で未使用のもの、使用中のもの、使用済みのもの、それぞれの領収証書を確認し整理の上、領収証書受払簿に記載した。

イ 受領した出来型図については、請負業者からの提出書類であることをはっきりさせるため、その都度業者印の確認を行うよう徹底を図った。

7 和歌山県立和歌山西高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

授業料の過年度未収金について、平成21年度末で259,800円となっており、前年度末に比し、395,100円減少している。今後も、滞納者との交渉等、債権管理を確実にを行い、未納額の縮減に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

平成18年度より校内組織として授業料対策委員会を設置し、該当生徒（保護者）に毎月催告状を送付するなど全校一致の体制で授業料問題に取り組むことにより、平成22年8月30日にて全額完納となった。

8 和歌山県立和歌山商業高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

集中調達物品の消耗品費の履行確認について、履行確認者の1名が課長補佐級以上でないもの及び履行確認者が1名のものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い適正に処理を行うようにした。

9 和歌山県立大成高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

支出負担行為7件が会計課へ合議されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

教育委員会と協議し、校内決裁等の処理体制の見直しを行い再発防止に努めている。

10 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

(1) 監査実施年月日 平成22年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

消耗品の納品書に、受付印及び担当者の印が押印されていないものが2件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理を行うようにした。

11 社団法人和歌山県観光連盟

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

観光振興事業補助金で観光情報誌を発行し、広告料収入があるにもかかわらず、事業実績報告書に記載されていないので適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

監査後、改めて補助対象経費について関係書類を調査し、広告料収入を含め事業費が適正に執行されていることを確認したところである。

今後、実績報告書をはじめとする補助金の事務処理には遺漏のないよう万全の注意を払っていく。

12 和歌山県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は前年同様97%で、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、一部税目の所管替えもあったが、平成21年度末における収入未済額は約15億169万円と減少している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続するなど収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

事務所の基本方針に基づき以下のような取組を行った。

① 徴収目標の設定と進行管理

今年度目標徴収率と収入未済額圧縮率に基づいた数値による徴収計画を策定し、目標数値と実績数値を見比べながらの進行管理を実施した。

② 課税部門との連携による滞納整理への早期着手

異動情報の事前把握による納税通知書の返戻の縮減、返戻分の迅速調査による早期再発付、高額課税情報等の提供など、課税部門から徴収確保に向けた協力を得ることにより、早期に滞納整理に着手するように努めた。

③ 大量に発生する滞納案件の早期対応の実施

一時に大量の滞納件数が発生する現年自動車税については、督促状・差押予告状の発送を早期に設定し大量処理をすることで滞納件数を減らした。続いて緊急雇用制度を活用し平成21年度よりさらに4名増員した納税促進員により、連続した納税勧奨及び滞納者調査を行わせた。これにより早期の案件分類が進み自動車税の現年分の差押えも昨年よりさらに早い時期から開始でき、2月には予定どおり電話加入権の公売を行うことができた。結果1月末時点の自動車税の現滞合計の徴収率は、対前年比0.9%アップし滞納件数は79.1%に圧縮している。

④ 個人住民税の包括的な徴収対策の実施

個人県民税の未収金については、平成21年度に引き続き、2市1町と地方税法第48条の直接徴収の実施、県職員を市町への派遣及び定期的（3か月ごと）な徴収強化に関する協議を行い、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化また滞納整理手法の情報交換を行った。さらに、管轄税務署も参加した合同研修においては、次年度に向け租税教育等を含めた共同事業についても協議を行っている。

特に、昨年度から始めた滞納整理業務については、10月に2市1町の高額事案について個々具体的に進行管理の協議を行い効率化を図った。1月末において、現年度の徴収率は、対前年比1.4%アッ

プ、現滞合計でも1.1%アップとなっており個人県民税の収入未済額は減少見込みである。

13 社団法人和歌山県体育協会

(1) 監査実施年月日 平成22年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 体育協会から加盟団体へのトップアスリート育成事業補助金について、体育協会の同事業の補助金交付要綱では事業実績報告書に収支計算書及び証拠書類を添付して提出することとなっているが、証拠書類が添付されていない事例があったので、適正に事務処理されたい。

イ 平成21年度スポーツ団体組織強化・国体開催準備事業補助金の支出の際、当該団体名義の口座ではなく所属の個人名義の口座に振り込んだ事例があったので、今後は、適正に会計事務処理されたい。

検討事項

体育協会から加盟団体へ補助金を出しており、補助金ごとに要綱を作成している。要綱では、事業実績報告書に収支計算書及び証拠書類を添付することとし、様式を定めているケースがほとんどであるが、一部の要綱には証拠書類の添付が記載されていないものがある。要綱の内容について検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 社団法人和歌山県体育協会の加盟団体への補助金経理処理において、事業実績報告書に証拠書類を添付するよう指導を行った。

イ 補助金の受入先口座を個人名義の口座ではなく、団体名義の口座を開設し、処理するよう指導を行った。

検討事項

社団法人和歌山県体育協会から加盟団体への補助金に係る事業実績報告書に証拠書類を添付し、各事業の補助金交付要綱の内容について見直すよう、指導を行った。

14 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会

(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

会計処理規程では、歳入簿・支出予算差引簿を備えるよう定められているが、一括して出納簿で管理しているため適正な帳簿管理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項に基づき、歳入簿及び支出予算差引簿を備え、適正な帳簿管理を行うよう措置を講じた。

15 社団法人わかやま森林と緑の公社

(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成21年度末の借入金残高は、約147億7000万円となっている。また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方、近年木材価格は、低迷しており、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後も、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年～80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施等貴団体が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

社団法人わかやま森林と緑の公社において、引き続き施業単価の見直し、間伐事業の重点実施により投資経費を縮減するとともに管理費及び人件費を中心とした経費の節約に努め、経営の効率性を高めている。

また、伐採収入の増加を図るため作業道の整備等伐採搬出コストの削減に努め、長伐期施業のための契約変更をさらに推進するなど分収林経営改善計画を確実に実行し、経営の健全化に努める。

16 和歌山県土地開発公社

(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、今後とも、早期移管に向け、引き続き努力されたい。

イ 保有土地のうち、平成21年度に住宅の分譲地として、紀泉台(2件)、蜂伏(2件)及び紀泉台西部(2件)が売却されており努力されているが、依然として残っている土地が存在しており、今後とも、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、従来から地元地方公共団体と継続的に協議を行っており、そのうち栄谷団地の下水管については、平成22年12月に和歌山市に移管した。

その他の施設についても、早期移管に向け協議を続けており、各地方公共団体の基準に適合し次第、順次移管を行う。

イ 紀泉台、蜂伏等の各住宅団地の分譲については、広報活動の強化や価格の改定を行い、平成22年度には1月末現在で紀泉台1件、蜂伏3件を売却した。

また、古座上野山団地及び打田第2については、インターネットオークションの活用及び企業に対するPRなど、早期売却に向けて取り組んでいる。紀泉台西部土地については、今後も活用の方途について検討を行う。

17 那賀振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

指摘事項

決裁手続なしに物品の発注事務を集中調達機関の長に依頼した事例があった。

注意事項

ア 過年度分の未登記処理について、平成21年度は、70筆の未登記が解消したが、平成21年度末でなお46筆が未登記となっているので、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努められたい。

イ 那賀総合庁舎1階ロビーに公衆電話が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

ウ 古紙等の売却代金について、速やかに歳入に組み入れる会計事務処理が行われておらず、平成21年度に過去2年間の売却代金を一括して収入調定した事例があったので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項

物品発注に携わる職員が書類を十分に確認しなかったため発生した事例であるため、職員に対し注意喚起を図るとともに会計処理手続や関係法規の遵守を徹底した。

注意事項

ア 過年度分の未登記46筆のうち、紀の川市旧那賀町の7筆については、平成21年度から「登記事務促進対策事業」を実施しており、平成23年度中に未登記処理を完了する見込みである。

また、旧粉河町の8筆と旧那賀町の6筆、合計14筆については、平成22年度に紀の川市による地籍調査が終了する予定であることから、これに伴い、今年度中に未登記を解消できる見込みである。

残りの25筆についても、紀の川市及び岩出市が実施する地籍調査事業と連携を図るなどして、未登記処理に努める。

イ 当該公衆電話は、職員の福利厚生を目的として和歌山県職員労働組合那賀支部が設置し、管理を行っていたものであるが、同支部との協議の結果、平成22年10月18日に撤去した。

ウ 平成22年度より古紙売却代金の徴収は当該年度ごとに行うこととして、歳入に組み入れている。

18 那賀振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成21年度末で約726万円となっており、前年度末に比し約66万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約544万円となっており、前年度末に比し約15万円増加している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年度末で約80万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約32万円となっており、前年度末に比し4千円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 集中調達の物品の消耗品費について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた事例及び物品を受け付けた職員が発注課室の受付印の中に個人印を押印していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金について、現年度分は、遅延段階で督促状の発送後、電話連絡や文書通知、夜間訪問するなど償還指導を行っている。貸付けに際しては、償還能力等の調査を徹底するとともに、借主・連帯借主・連帯保証人同席の上、貸付けの趣旨や連帯債務について十分説明し、確約を得てから貸し付けている。また過年度分については、債務者と面談を行い、生活状況等を十分把握しながら償還指導を実施している。

その結果、平成23年1月末現在の過年度分の未償還金は6,309,498円となり、平成21年度末に比べ948,769円減少している。

イ 生活保護費返還金の未収金については、生活保護を受けながら返還を行っている者は、紀の川市及び岩出市の協力を得て、月々の保護費から分納してもらっている。

一方で保護廃止になっている場合は、電話連絡や文書通知に加えて夜間訪問を積極的に実施して未納者と面談を行い、生活状況等を把握して償還指導を行っている。

その結果、平成23年1月末現在の過年度分未収金残高は982,431円となり、平成21年度末に比べ4,069,406円減少している。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、本人や相続人との連絡・訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。

その結果、平成23年1月末現在の未収金は764,400円となり、平成21年度末に比し38,560円減少した。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡・訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。

その結果、平成23年1月末現在の未収金は312,600円となり、平成21年度末に比し10,000円減少した。

オ 再発防止のため職場研修を実施して、所属職員に通知内容を周知徹底した。

19 那賀振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 道路占用料の平成21年度決算における未収金は116,920円であり、前年度に比し45,538円減少している。

今後、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 河川占用料の平成21年度決算における未収金は、36,952円であり、前年度に比し12,644円減少している。

今後、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 道路占用料の未収金については、債務者に督促を行った結果、平成22年12月31日現在で106,300円で、このうち100,800円については債務者が破産したため、平成22年4月27日付けで和歌山地方裁判所に交付要求の手続きを取っている。

今後、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等関係法令にのっとり、未納者の現状を把握して適正な債権管理の徹底を図る。

イ 河川占用料の未収金については、債務者に督促を行った結果、平成22年12月31日現在で18,572円である。

今後、和歌山県財務規則等関係法令にのっとり、未納者の現状を把握して適正な債権管理の徹底を図る。

20 紀北県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、滞納整理等の努力により、平成21年度の収入率は94.2%(0.3ポイント増)であり、同年度末の収入未済額は5億3,058万円と前年度末に比し、3,311万円減少している。

今後、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

イ 使用料及び賃借料に係る単価契約が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 県税収入については、徴収目標の設定や年間計画表の策定など計画的・組織的に取り組むとともに、預貯金を始め電話加入権・不動産・自動車等の財産の差押え、タイヤロック、搜索、差押え財産の公売等、対策の強化を図っている。

また、個人住民税の収入確保のため、税務担当課長会議や徴収等担当者会議を開催し管内市町との協力体制の構築を図り、さらに、地方税法第48条に基づく直接徴収、県税事務所職員の市町への併任派遣、共同催告、特別徴収の推進のための市町職員との事業所への同行訪問等の対策を実施している。

イ 平成21年度の個人事業税の賦課のため、税務署での確定申告書の複写に使用するコピー機を賃借する単価契約について、振興局地域振興部の出納員への合議がなされていなかったが、平成22年度については、年度当初に合議を行い適正に処理している。

21 和歌山県立仙溪学園

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

注意事項

手数料に係る単価契約が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

出納員への合議については、適切な処理の周知を図るなど再発防止に努めている。

22 和歌山県立那賀高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月12日

(2) 監査の結果

注意事項

学校敷地に避難場所を示す標識(広告付き)が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

標識の設置者を調査したが現存しないため、広告主に協議し了解を得た上で撤去を行った。

23 和歌山県立貴志川高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月15日

(2) 監査の結果

注意事項

旅行命令を取り消しているにもかかわらず誤って旅費を支出し、当該旅費を戻入処理した事例があったので適正に処理されたい。

検討事項

教育財産である紀の川市貴志川町鳥居字上ノ段157-2外7筆の土地については、紀の川市道の道路敷地となっているので権原を付与する方を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

支出時における事務処理の見直しを行い、適正な会計業務に努めている。

検討事項

和歌山県教育委員会と連携の上、紀の川市と協議を行い、適正な方策について検討を行っている。

24 伊都振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 超過勤務手当について、計算誤りにより、7,392円が過大に支払われていたため、返還措置を講じられたい。
- イ 県有自動車を使用した場合、和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき自動車等使用台帳に記入しなければならないが、その記入が十分でなく、使用状況が明らかでないため、車両管理者等は適正に県有自動車管理に努められたい。
- ウ 過年度分の未登記が平成21年度末現在、1筆残っているため、引き続き早期処理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 超過勤務手当を過大に支払った職員から平成22年10月19日に全額納付を受けている。
- イ 自動車等使用台帳の記入について、所属職員へ注意喚起を行うとともに、記入状況の確認を行うなど、適正な県有自動車管理を行うよう努めた。
- ウ 過年度分の登記事務処理については、従来から最重要課題として位置づけ、現在まで解消に向けて積極的に取り組んできた。

残された未登記案件1筆について、関係者の了解が不可欠なものであるため、現在、かつらぎ町及び関係者等からの聞き取り調査も含め経緯等を精査分析し、交渉を進めているところである。

25 伊都振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約845万円となっており、前年度末に比し約28万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のため貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- イ 庁舎敷地内に設置した電柱にケーブル等が添架されているが、許可手続がなされていないため適正に処理されたい。

- ウ 支出負担行為を行わず前渡資金に係る支出を行っていた事例があったため、和歌山県財務規則第50条に基づき適正に処理されたい。

- エ 委託料の支出において履行確認を行っていないものが3件あったため適正に処理されたい。

- オ 社印はあるが、代表者印の押印がない請求書に基づき支出命令を行っていたため適正に処理されたい。

- カ 前渡資金（随時）に係る支出負担行為を年度当初に一括して行い、必要時に支出命令を行い支出し、精算を行っていた事例があったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 新規未償還金の発生を防止するために、貸付申請時の審査の徹底及び申請者・連帯借主・連帯保証人の同席面接を基本とした連帯責務の周知徹底、無理のない貸付金額の指導を実施した。

また、滞納者については母子・寡婦世帯の実情を考慮しながら、早期の段階から電話及び訪問による督促のほか、振興局での面接を実施し償還計画の立て直し等の相談に応じているが、さらに徹底するよう努めた。

組織的な債権管理として部長を交えた対策会議を4月と11月に開催、12月には償還強化月間を設け、二人一組体制で連帯借主や連帯保証人を訪問し、集中的に償還指導に取り組んだ。

平成22年12月末の償還率は55.3%で昨年とほぼ同率である。

- イ 現在、行政財産の許可申請を行うよう指示しており、使用相手方は申請準備中である。申請受理後、速やかに許可手続を行うこととしている。

- ウ、エ、オ

支出事務について、適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。

カ 資金前渡については、随時支出負担行為を行い、適正な処理方法に変更した。

26 伊都振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で約356万円となっており、前年度に比し約25万円増加している。

今後、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 道路占用料等の21年度決算における未収金は、253,112円となっている。未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

ウ 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調書を起案した職員が納品検査を行っていた。また、納品書の受付印の枠外に確認印を押印していたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

検討事項

廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが1件ある。早期処理方法を検討の上、適正管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に沿って、電話督促や夜間徴収、保証人との接触・交渉等あらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収金のさらなる削減を図るため取り組んでいる。

なお、平成22年12月末現在の収入未済額は、約127万8千円となり、80万8千円回収した。

イ 未収金253,112円のうち238,400円については、関係者への徴収努力の結果、平成22年12月に納入済みとなった。残りの14,712円についても、早期解決のため、適正に対応している。

ウ 所属職員に対し、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の趣旨を徹底させ、適正に処理している。

検討事項

平成20年に買受け希望者があり、売払い処理をすることに決定したが、その条件面の地元調整に不測の日数を要し、平成22年7月に調整が完了した。現在、その条件となる水路工事を実施しており、平成22年度内には完了する予定となっているので、平成23度中には売り払いが完了する予定である。

27 和歌山県立農業大学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 就農支援センターにおいて、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）第38条に基づく生産品に係る物品出納簿が備えられていなかったため、当該帳簿を作成の上、適正に執行されたい。

イ 旅費の執行に際し、宿泊先の指定や借上げバス利用に伴う調整等が行われていない事例があったため、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 監査での注意事項を受け、早々に物品出納簿を作成し、適正に処理した。

イ 今回の事例については、過年度分支出として、追加支給を行った。

28 和歌山県立紀北農芸高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 集中調達外の物品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- イ 物品調達（水気耕栽培設備）の条件付き一般競争入札において、仕様書の内容が特定企業の設備を想起させ、また予定価格が予算額を上回っていたので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 集中調達外物品の納品書の保存について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理した。
- イ 物品調達の条件付き一般競争入札において、仕様書内容及び予定価格の設定について適正に処理するよう再度周知徹底を図った。

29 和歌山県立きのかわ支援学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

学校敷地に第3種電柱2本及びカーブミラー1基が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

第3種電柱2本について、橋本市職員とともに地積図と現地を照合し、本校敷地内に設置のものと確認した。その後、電柱設置者である関西電力へ、行政財産の使用許可手続を行うよう要請した。

カーブミラー1基については、橋本市と協議した結果、改めて橋本市より行政財産の使用許可申請があり、本校としても学校運営上支障がないものと認めたため、県教育委員会に副申し、使用許可を得た。

30 有田振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 過年度分の未登記が平成21年度末現在、3筆残っているので、早期処理に努められたい。
- イ 契約金額が100万円を超える委託料の毎月の支払について、履行確認を検査調書を作成せずに行っていた。また、履行確認を行っていない支払月もあったので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 有田振興局内の未登記物件3筆について、内2筆は地籍調査等作業完了が平成23年夏の予定であり、これに合わせて処理を行う予定である。残り1筆については地籍調査が平成24年着手予定であるが、登記名義人が変更しており、関係課室と処理等について再度検討し、早期に解決を図るよう努める。
- イ 本件委託業務については毎日作業終了時に履行を確認していたが、予備監査後に和歌山県財務規則どおり毎月の検査調書を作成するよう改善している。

31 有田振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約247万円となっており、前年度末に比し約48万円減少している。

今後、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努め

られたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約1,128万円となっており、前年度末に比し約11万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年度末で約129万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 支出負担行為5件が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったのが適正に処理されたい。

オ 事務調達物品の消耗品費について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者についての実態を把握し、個別訪問や夜間訪問をするなど母子寡婦世帯の実状を考慮しつつ償還活動に取り組んでいる。滞納については早期対応が重要なため、督促状を発送してもなおかつ未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらい償還を促している。

また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、連帯借主、連帯保証人の同席の上面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯責務についても確認を行っており、新しく償還開始の時期が来た借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導している。

イ 滞納については、滞納者が無資力である場合がほとんどで、現在も生活保護を受給している者もあり、未収金の縮減が進まない要因となっているが、それぞれの場合に応じて、納入指導を行うとともに、債権管理台帳を整備し、督促、催告、時効中断措置等法令等に基づいた適切な債権管理を実施しているところである。特に、過年度未収金については、平成21年度には、過年度分の滞納者1名が完納となったところであるが、未納者の現状を把握しながら、公平性の観点からも、引き続き、償還指導を行っていく。

また、新規の未収金の発生防止に努めることが重要と認識しており、具体的には、被保護者には、7月から9月にかけて全世帯を訪問し、保護のしおり及びチラシを配布して説明し、返還金が生じないように、収入があった場合の申告を周知徹底するとともに、年2回収入申告書の一斉徴収を行い、収入の把握に努めている。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金該当者は3名であるが、うち1名が死亡したため、相続人に対して償還後残額の未収金の返還について、家庭訪問を行うなど償還指導を実施している。また、他の2名については、月々応分の金額が県に返還されており、滞る際には本人に対して返済を促している。

このほか、関係町との連携を密にし、受給者に係る異動状況等について確認することにより返還金発生の未然防止に努めている。

エ、オ 不適正な事務処理については、職員に和歌山県財務規則等の根拠規定を明示して、改善及び注意喚起を図るとともに、職員を会計事務に係る研修会に参加させるなど、経理事務全般について学ばせた。職員の経理事務全般に対する認識を深め、起案者、決裁者ともにそれぞれの役割、責任を十分に理解し、再発防止に努めている。

32 有田振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で約795万円となっており、前年度に比し32万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

イ 道路占用料の収入未済額は、平成21年度末で213,790円となっているので、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

ウ 河川占用料等の収入未済額は、平成21年度末で270,546円となっているので、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

エ 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舍（1棟3戸）等が、国道424号の道路区域内に建てられており、車の通行には支障がないものの道路法（昭和27年法律第180号）に抵触している状況にあるので、早期解決に向け引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 高額滞納者については、法的措置を行っている。また、それに満たない者については、本人及び連帯保証人に対し、電話及び文書により出頭を要請し、滞納家賃支払いの誓約をとった上、戸別訪問するなど、引き続き適正な債権管理に努める。

イ 収入未済額のうち不納欠損処理済1名、残り未納者1名についても引き続き督促を行い、適正な債権管理に努める。

ウ 収入未済額のうち納付済及び不納欠損処理済5名、残り未納者6名についても引き続き督促を行い、適正な債権管理に努める。

エ 当該道路区域については、警察への所管替えや有田川町外への払下げに向け、公図訂正や分筆等の作業を行っているが、一部隣接地権者の協力が得られず難航しており、引き続き交渉を継続する。

33 紀中県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、滞納整理等の努力により、平成21年度の収入率は94.9%であり、同年度末の収入未済額は2億9,366万円と前年度末に比し、1,032万円減少している。

今後も、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続するなど、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

イ 支出負担行為2件が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 県税の未収金対策について

① 組織的な進行管理

県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部において策定した「徴収対策アクションプラン」に基づき、各職員に対して具体的な目標数値を設定し、組織的な進行管理を徹底させることにより、県税収入の確保に向けて計画的かつ効率的な滞納整理を行っているところである。

② 個人県民税の徴収対策

個人県民税の徴収対策については、前年度に比し1.9倍の額を徴収引受けし、地方税法第48条に基づく県の直接徴収を積極的に実施するとともに、平成22年度の新たな取組として管内1市2町へ職員を併任派遣し、適正な債権管理の助言や滞納処分に関する実務的な支援を行っているところである。

イ 支出負担行為の合議について

合議されていなかった随時資金前渡支払いに関する支出負担行為（2件）については、振興局の

庶務業務集中化に伴い事務決裁を行っていた地域振興部の総務県民課に対して、会計関係諸規程に基づき適正な処理を依頼したところである。

34 和歌山県立箕島高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

集中調達外の消耗品費の納入において、納品書に当該高校の受付印、個人印を押印されていないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理を行うようにした。

35 和歌山県立有田中央高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

浄化槽の清掃の委託契約において、100万円超であるにもかかわらず請書で対応しており、また検査調書を作成せず履行確認で対応していたので事務処理を適正に実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

法令・規則に基づき、適正に事務処理するよう再発防止に努めている。

36 和歌山県立耐久高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 支出負担行為が振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

イ 旅行命令を変更しているにもかかわらず誤って旅費を支出し、当該旅費を戻入処理した事例があったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 校内決裁等の処理体制の見直しを行い、適正に処理を行うようにした。

イ 事務処理等周知徹底を図り、適正に処理を行うようにした。

37 和歌山県湯浅警察署

(1) 監査実施年月日 平成22年10月29日

(2) 監査の結果

注意事項

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者とも協議しているが、解決に向け、引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

吉原職員宿舎の用地については、警察用行政財産とするため、道路管理者において境界確定の土地測量等を推進しているところである。

引き続き、道路管理者と協力の上、現状の是正に向け努力していくものである。

38 西牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約168万円となっており、前年度末に比し約52万円増加している。今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約583万円となり、前年度末に比し約15万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、平成21年度末で約4万円となっており、前年度末と同額になっている。

今後も、未納者の現状を把握するとともに納付指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 委託料の支出において、履行確認を行っていないものが4件あったので、適正に処理されたい。

オ 使用料及び賃借料、委託料にかかる単価契約及び支出負担行為が西牟婁振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

カ 法人等からの請求書で、社印は押印されていたが代表者印が押印されていなかった事例及び誤った代表者印で支出命令を行っていた事例があったため適正に処理されたい。

キ 委託料の支出において、検収日が当該年度を超えていたので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 現在生活保護を受給中の被保護者については、生活保護費の不正受給を防ぐため、収入申告書等の届出の徹底指導、関係先調査や保護世帯訪問調査を通じての実態把握に努めるとともに、その返還額の決定については、ケース診断会議に諮り、個別の事情を十分検討した上で行っている。

また、過年度未収金については、平成21年度末で23件1,677,592円となっているが、納入指導の結果、平成22年度末までに12,000円の納付があった。

対象者に対しては、関係自治体との連携を行った上で、文書による返還・未納状況の通知を定期的に行うほか、電話や訪問による督促や返還指導を行い、未収金の償還指導に努めている。

なお、時効が完成している案件2件261,023円については、不納欠損の処理を行った。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還滞納者に対しては、各関係機関の協力を得て情報収集し現状を把握しながら償還指導に努めている。

現年度償還分で口座振替のできないケースについては、納付書による納入方法に切り替え、重点的に文書の送付、電話、訪問等を行い指導に努めている。

また、過年度滞納者に対しては、訪問を重ね実情に応じた方策を検討しながら償還指導に取り組んでいる。

新規申請に当たっては、申請の前に市町担当の聞き取りによる事前協議書の提出により検討する等慎重な対応をしている。面接時には申請者、保証人、連帯借主の同席により制度の説明、資金の目的や償還義務の意識付けをする等新規滞納の防止に努めている。

今後とも、関係機関との連携を密にし、定期的な検討会を重ねながら、未収金の早期整理に取り組んでいく。

ウ 未納者に対して再三の訪問面接を行った結果、分割納入により平成23年2月10日納入分で完納となった。

延滞金について、県障害福祉課と協議の結果、免除規定には該当しないと決定したため、平成23年2月23日付けで延滞金43,000円を調定したところである。これまで同様、訪問面接による納入指導を中心に、債権管理に努めていく。

エ、オ、カ、キ

各注意事項については、職員に和歌山県財務規則等の根拠規定を明示し、直ちに改善・注意喚起を図るとともに、会計課主催の会計事務適正化研修を受講し、支出事務全般を確認したところである。

今後も、このような研修に積極的に参加するなど職員の会計事務全般に係る認識を深めるとともに、適正な事務の執行に努めていく。

39 西牟婁振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅等）の収入未済額は、平成21年度末で約2,203万円となっており、前年度末に比べ約217万円減少している。今後とも、適切な債権管理に努められたい。

イ 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成21年度末で23,520円の未収となっている。今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

ウ 紀南高速事務所の建物内に飲料自動販売機を設置し、行政財産使用許可を与え、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく使用料を徴収しているが、消費税額を加算していないので、適正に処理されたい。

エ 許可期間が1か月未満の道路占用料、港湾占用料及び河川占用料については消費税の課税対象となるが、消費税を加算していないので、適正に処理されたい。

検討事項

廃道敷地、廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが廃道敷地で1件、廃川敷地で1件ある。早期処理方法を検討の上、適正管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 公営住宅使用料等の収入未済額については、電話・文書による定期的な督促、委託管理人による指導と職員による夜間徴収を組み合わせ、未収金の削減に取り組んでいる。

住宅使用料の収入未済額19,955,283円は、平成23年1月末現在で5,749,124円（内不納欠損額2,197,394円）減少し、14,206,159円となっている。

また、駐車場使用料の収入未済額2,075,354円は、同年1月末現在で未収金は469,080円減少して1,606,274円となっている。

滞納整理事務の徹底、家賃徴収の強化、担当職員と委託管理人との連携をより深め、適切な納付指導を継続するとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努めている。

また、訴訟に至っていない者については、滞納理由、収入状況等を勘案し、法的手続きについて説明し、順次訴訟手続きを講じるようにしているところである。

イ 漁港の収入未済額については、平成19年度に発生した漁港区域内の公共空地占用料（年額26,520円）に係るものであるが、未納者宅を訪問し納付の催促等を行い、平成20年度1,000円、平成21年度2,000円の分納があった。

現在23,520円の収入未済額が残っている状況であり、未納者には滞納処分を行える資産等がないため、現状把握に努め、粘り強く納付の催促を行っている。

ウ この使用料にかかる消費税額の加算について、予備監査での指摘を受け、直ちに許可書の変更及び消費税分の納付書を発行済みである。なお、消費税分の納付についても確認済みである。

エ 監査結果を受け、その後消費税を加算するなど適正に処理を行っている。

検討事項

廃道敷地の1件については、公図訂正が必要なことから、地籍調査の完了を待って、処理を行い、廃

川敷地の1件については、隣接地所有者への払下げを行う方向で調整中である。

40 紀南県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、滞納整理等に努力しており、平成21年度の収入率は91.4%と前年度に比し0.3ポイント増加しており、収入未済額は5億9,926万円と前年度末に比して5,927万円減少している。

今後、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

イ 使用料及び賃借料に係る単価契約が、西牟婁振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったもので適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 県税の未収金について

① 地域県税徴収対策本部の設置

平成22年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し税収の確保及び滞納額の縮減に取り組んでいるところである。

② 個人県民税徴収対策

関係市町村との共同催告に加えて、6市町において地方税法第48条に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めているところである。

また、22年度は、田辺市、那智勝浦町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図っているところである。

イ 使用料及び賃借料に係る単価契約について

支出事務の手引に記載の単価契約事前合議区分表に基づく処理を職員に周知徹底し、適切に処理しているところである。

41 紀南児童相談所

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、不納欠損処分等により平成21年度末で約301万円となっており、前年度に比し約343万円減少している。

今後、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

イ 集中調達外の物品の納品で、納品書に当該発注課室の受付印及び個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ウ 複合機賃貸借及び保守業務の条件付一般競争入札において、予定価格を書面に記載した封書を作成していなかったもので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 未収金の縮減については、当所の重点課題として所全体で納入督促に努めているところであるが、監査後の措置として、収納担当者とケース担当者との協力体制の強化を図り、戸別訪問や電話によ

る納入督促を今まで以上に実施した。障害福祉課等とも債権管理の方策について協議を進めている。
イ 納品書の押印は既に受付印及び個人印の押印を行っており、関係通知に従い適正に処理を実施している。

ウ 複合機賃貸借及び保守業務の条件付一般競争入札については、予定価格を書面に記載した封書を作成し適正な処理を実施している。

42 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

検討事項

教育財産である土地の一部が田辺市道の道路敷地となっているので、権原を付与する方策を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

道路敷地については、地籍調査が未実施のために境界確認ができない状態である。田辺市としては、市道認定しているとの見解であるが過去の経緯については、田辺市も書類等については保管していないので判らないとの回答であるので、県教育委員会と連携の上、適正な方策について検討を行っている。

43 和歌山県立田辺工業高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

検討事項

教育財産である田辺市あけぼの1032番2外2筆土地については、田辺市道の道路敷地となっているので権原を付与する方策を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

県教育委員会と連携の上、田辺市と協議を行い、適正な方策について検討を行っている。

44 和歌山県立熊野高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月1日

(2) 監査の結果

注意事項

学校敷地にバス停留所標識等が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

検討事項

ア 教育財産である上富田町生馬字池田458番4の土地については、県道の道路敷地となっているので、当該教育財産の所管換えについて関係部局と協議されたい。

イ 教育財産である上富田町朝来字上内代657番3外2筆の土地については、上富田町道の道路敷地となっているので権原を付与する方策を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

バス停留所標識等については、上富田町及び明光バスと協議した結果、改めて行政財産の使用許可申請があり、本校としても学校運営上支障がないものと認めたため、県教育委員会に副申し、使用許可を得た。

検討事項

ア 県教育委員会と連携の上、道路保全課と協議を行い、所管替えについて協議を行っている。

イ 県教育委員会と連携の上、上富田町と協議を行い、適正な方策について検討を行っている。

45 日高振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月3日

(2) 監査の結果

注意事項

復旧治山事業に係る違約金の過年度未収金については、適切な処理に向けて法的対応も含め、本庁所管課等と十分協議されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

平成13年度復旧治山事業に係る違約金の未収金については、これまでの経過から、本人と直接対話を行っても解決に向けての進展が期待できないため、本庁所管課と法的措置も含め、その対応を協議中である。

46 日高振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月3日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約409万円となっており、前年度末に比し約339万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約57万円となっており、前年度末に比し約2万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 支出負担行為6件が日高振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

エ 社印の押印はあるが、請求者の職及び氏名の記入並びに代表者印の押印がない請求書に基づき、支出命令を行っていた事例が3件あったため適正に処理されたい。

オ 修繕料の支出負担行為において、見積書を一者からしか徴取していなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査により所得の把握に努めている。

平成22年3月末現在、未納の19件については、本年度収納済1件、不納欠損2件、当福祉事務所で保護受給中8件、管外福祉事務所で保護受給中1件、逮捕拘留中1件、訪問調査により納入指導中6件で、平成23年1月末現在、未収金は325万円となっている。引き続き、未収金の解消に向けて取り組んでいるところである。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、滞納者の現状（生活保護受給中、他県在住者で年金生活、病気療養中等）を把握し、電話、手紙、訪問等のきめ細かな償還指導を実施した結果、平成21年度末の未収金の約57万円のうち、平成23年1月末現在、約6万8千円を徴収したところである。

ウ 支出事務における不適正な事務処理については、根拠規程等を十分認識していなかったものであり、指導を受けて以降は根拠規程等について再確認した上で、適正な事務の遂行を行い、再発防止に努めているところである。

エ 不適正な請求書に基づき、支出命令を行っていた事例については、請求者の職及び氏名の記入並びに代表者印の押印の確認を行う等、適正な事務の遂行を行い、再発防止に努めているところであ

る。

オ 支出事務における不適正な事務処理については、根拠規程等を十分認識していなかったものであり、指導を受けて以降は根拠規程等について再確認した上で、適正な事務の遂行を行い、再発防止に努めているところである。

47 日高振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月3日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で約917万円となっており、前年度に比し約22万円増加している。

今後、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

イ 港湾・海岸占用料の収入未済額は、平成21年度末で約154万円となっており、前年度に比し約94万円増加している。

今後、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

ウ 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、引き続き資産調査等を実施し、適切な債権管理に努められたい。

エ 漁港施設の使用料徴収事務の委託を行っているが、契約書に記載のない漁港施設管理業務を併せて委託し、当該委託料を支出していたので、適切に処理されたい。

オ 行政財産使用許可期間中に許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり変更許可を与え使用料が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理されたい。

カ 許可期間が1か月未満の道路占用料及び港湾占用料について、消費税の課税対象となるが消費税額を加算していなかったため適正に処理されたい。

キ 消費税の課税対象となる砂利採取料について、消費税額を加算していない事例があったため適正に処理されたい。

検討事項

廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが14箇所（王子川1地区13箇所、印南川1箇所）ある。

早期処理方法を検討の上、適正管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 今後、委託徴収員と十分連携をとり、電話での督促、督促文書の送付、徴収訪問を行うとともに、滞納者（3か月以上の者）に対して文書督促による呼出しを行い、入居者の生活状況を勘案し、円滑に滞納金を徴収できるように取り組んでいる。

また、悪質滞納者や長期不在者等には明渡し措置を行い、適正な債権管理に努めている。

イ 平成22年11月末現在で、海岸占用料218,400円、港湾占用料1,187,150円が収入未済額となっている。

海岸占用料は、占用者の業績不振のため未納となっており、分割納付で徴収している。

港湾占用料は、占用者が倒産状態のため未納となっており、代理人である弁護士に支払いを要請している。

ウ 契約相手先は、平成19年12月に弁護士による私的整理手続が行われ、資産及び負債の状況から、違約金を回収するのは困難な状況である。

本件顧問弁護士の意見を踏まえ、河川課と連携をとり、今後の方針について検討を行う。

エ 今後は、契約書に漁港施設管理業務を併せて委託するよう追加し、適切に処理を行う。

オ 減額分の使用料については、平成23年1月27日に2者に対して返還した。今後は適正に処理を行う。

カ 指摘の件について調査したところ、平成21年度に道路占用料2件、港湾占用料1件の該当があった。今後は、1か月未満の占用については消費税を加算して、適切に処理を行う。

キ 指摘の件について調査したところ、平成21年度に2件の該当があった。今後は、課税対象となる砂利採取料については消費税を加算して、適切に処理を行う。

検討事項

廃川敷地については、関係者と協議を行い、処理できる可能性のあるところから調整を進めているところである。

購入希望のある箇所については早急に売却し、購入希望のない箇所については処理方法の検討を行い、処理が完了するまで適正に管理に努める。

48 和歌山県立紀央館高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月3日

(2) 監査の結果

検討事項

農業用水路となっている教育財産については、当該財産の所管等について、関係機関と協議されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

農業用水路となっている箇所の教育財産は3筆（中黒坪25番6・中黒坪28番6・中黒坪420番9）であり、県教育委員会と連携の上、日高川土地改良区と協議を行い、適正な方策について検討を行っている。

49 東牟婁振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

使用料及び賃借料に係る単価契約が部内の出納員に合議されていなかったため適正に処理をされた。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

和歌山県財務規則の遵守を職員に周知し、適正な会計事務に努めている。

50 東牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約1,098万円となっており、前年度末に比し約293万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約201万円となっており、前年度末に比し約63万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成21年度末で約6万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、未納者の現状を把握するとともに納付指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- エ 消耗品費の納品書で物品を受け付けた職員が発注課室の受付印の中に、個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- オ 社印の押印はあるが代表者印の押印がない請求書に基づき、支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。
- カ 前渡資金による消耗品の調達において、必要な事務手続きがなされていない事例があったので適正に処理されたい。
- キ 生活保護関係の扶助費の支出において、請求書の代わりに生活保護支給明細書を添付して支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。
- ク 支出負担行為を行わずに扶助費に係る支出を行っていた事例があったので和歌山県財務規則第50条に基づき適正に処理されたい。
- ケ 委託料に係る単価契約が東牟婁振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 不正受給の防止については、生活状況の報告、収入の申告義務について周知徹底を図っており、また毎年課税状況調査や年金調査、随時の預貯金調査を行い、保護の適切な実施に努めている。
過年度の未返還者については、大半が生活保護から脱却したものの生活基盤が脆弱で境界層にある者等であるが、粘り強く償還指導を行うとともに、徴収不可能なものについては不納欠損処分を行うなど債権管理の一層の徹底を図っている。
- イ 母子寡婦福祉資金の未収金については、電話及び文書による催告に加え、自宅等を訪問して、償還指導を行い、未収金の債権管理に努めている。
過年度の未収金については、元金約32万円、利子約1千円を徴収した。
また、新規未償還ケースの発生防止のため、新規貸付時には、本人・連帯借主、連帯保証人に同席を求め、事前協議及び面接で資金の使途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付の目的や意義等についての説明を行い、償還義務の意識付けの徹底を図っている。
- ウ 児童福祉施設負担金の未収金については、定期的に訪問し、未納者の現況調査を行い、償還指導を行っている。平成22年8月に3,000円、平成23年2月に1,000円償還され、残額は51,000円となっている。
- エ 平成21年1月5日付け会計管理者及び総務部長通知に従い適正に処理を行うようにした。
- オ 当該請求書については直ちに代表者印の押印を受けたところであるが、監査において注意を受けて以降適正に処理を行うようにした。
- カ 和歌山県財務規則に基づき適正に処理を行うようにした。
- キ 請求書原本は保護決定調書に添付し保管していたが、注意を受けてからは、支出調書に添付し適正に処理を行うようにした。
- ク 和歌山県財務規則に基づき適正に処理を行うようにした。
- ケ 単価契約事前合議区分の確認を周知徹底し、適正に処理を行うようにした。

51 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 生活保護費返還金の未収金については平成21年度末で約939万円となっており、前年度末に比し約28万円増加している。
今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を積極的に行うなど、引き

続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成21年度末で約171万円となっており、前年度末に比し約38万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 通信運搬費に係る単価契約が串本地区駐在会計駐在員に合議されていなかっ事例があったので適正に処理されたい。

エ 社印の押印はあるが代表者印が押印されていない請求書に基づき、支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。

オ 委託料の簡易公開調達において、予定価格を上回る額で落札者と契約していたので適正に処理されたい。

カ 生活保護関係の扶助費の支出において請求書の代わりに生活保護支給明細書を添付して支出命令を行っていたので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 未納者の大部分が現在も生活保護受給中であるが、分割納付等により粘り強く返還指導をおこなうなど、債権管理の一層の徹底を図っている。

また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や返還金未収金発生の防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行ない、より一層民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし保護の適切な実施に努めている。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話及び文書による催告に加えて夜間においても自宅等を訪問して償還指導を行い未償還金の債権管理に努めている。

さらに、未納者の生活実態の把握に努め必要に応じて分割償還の方法をとるなど未償還金の回収に努めた。

また、新規の未償還金の発生を防止するため貸付時において償還指導の徹底を図った。

ウ、エ

支出事務手続を適正に処理するよう職員に注意喚起を図り再発防止に努めている。

オ 契約事務を適正に処理するよう職員に注意喚起を図り再発防止に努めている。

カ 生活保護関係の扶助費の支出において、業者等に直接支出する場合に請求書原本を添付するように直ちに改めた。

52 東牟婁振興局新宮建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅等）の収入未済額は、平成21年度末で約506万円の未収となっており、前年度末に比べ約20万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成21年度末で約689万円であるが、不納欠損処理をした結果、平成22年末で約38万円の未収となっている。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

ウ 船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成21年度末で19万円の未収となっており、前年度末に比べ約48万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

エ 許可期間が1か月未満の道路占用料については消費税の課税対象となるが、消費税を加算していな

かったので、適性に処理されたい。

検討事項

廃道敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが7件ある。

早期に処理方法を検討の上、適性管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 公営住宅の未収金については、委託徴収員と連携し、夜間訪問等による督促及び徴収を繰り返すことで縮減に努めている。

また、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、一層、適正な債権管理に努めている。

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明になっている等徴収困難な状況であるが、債務者について引き続き再調査等を行い回収に努めている。

ウ 船舶引揚の代執行に係る未収金については、定期的な自宅訪問等による徴収及び督促を繰り返すことで回収に努めている。

エ 許可期間が1か月未満の道路占用料については、消費税を加算し適切に処理を行うようにした。

検討事項

廃道敷地の適正管理については、公図混乱の問題、山間地に位置すること等により難しい状況であるが、売払い、市町村への移管、現道復帰等の案件ごとの処理方針を定め、引き続き早期処理に努める。

53 東牟婁振興局串本建設部

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で約62万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成21年度末で21,887円の未収となっており、前年度に比し35,000円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

ウ 河川法（昭和39年法律第167号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づき許可及び認可した砂利採取について、着手時及び完了時に掘削方法等の立入検査を実施していなかったため、今後は適正に処理されたい。

エ 許可期間が1か月未満の道路占用料及び港湾占用料について、消費税の課税対象となるが消費税額を加算していなかったため適正に処理されたい。

オ 旅行命令及び旅費支出において、7時30分出発で早朝出発の加算がされていたものが1件あったため、加算額については返還されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 公営住宅の未収金については、各戸訪問による督促、徴収を行うとともに、連帯保証人への督促も併せて行ない、縮減に努めている。

また、長期滞納者については訴訟等法的措置を実施するなど、一層、適正な債権管理に努めている。

イ 工事請負契約の違約金の収入未済については、電話での督促を繰り返し、平成22年11月11日に7,000円の収納があった。

今後とも、債務者の現状を把握して、適切な債権管理に努める。

ウ 河川法及び砂利採取法に基づき許可及び認可した砂利採取については、着手時及び完了時に掘削方法等の立入検査を実施し、適正に処理を行っている。

エ 許可期間が1か月未満の道路占用料及び港湾占用料については、消費税額を加算し適正に処理を行っている。

オ 旅行命令及び旅費支出の加算額については、平成22年12月1日に返還措置を講じた。

54 和歌山県立なぎ看護学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 入学願書への書類添付の不備により、出願者に受験票を交付しなかった事例があったので、入学考査手数料を返還されたい。

イ 授業料の延滞金について、計算を誤った事例及び調定時期の遅れた事例があったので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 証紙過ちょう付通知書を送付し、還付請求書を提出するよう依頼した。

イ 授業料の延滞金の計算誤りについては、不足分を平成22年12月14日に調定し、今後は複数人でチェックするよう改善した。

調定時期の遅れた事例については、来年度以降遅れることのないよう適正に処理する。

55 和歌山県立古座高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

検討事項

教育財産である寄宿舎については、平成8年度より未利用（一部、使用許可あり）となっているので、その処分等について検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

入寮希望者に備え、寄宿舎を存続させてきたが、少子化の影響による生徒減及び交通の利便性向上等により、入寮希望者が現れず、ここ数年、古座川町の災害用備品の保管場所として、使用許可をしている状況である。

主管課である県教育委員会と連携し、古座川町と協議を行い、適正な方策を検討している。

56 和歌山県立新宮高等学校

(1) 監査実施年月日 平成22年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

学校施設の使用許可に係る使用料について、電燈料の算定漏れがあったので適切に処理されたい。

検討事項

校長住宅跡地は、幹線道路に面した立地条件が良い土地であるが、長年更地の状態であるので当該土地の有効活用を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

学校施設使用許可申請時に電燈使用の有無を確認するとともに、申請書の備考欄に電燈使用の有無を記載するよう改めている。

検討事項

校長住宅撤去後、跡地活用について検討したが、学校敷地から離れており、売却も含めた土地の有効活用について検討を行っている。